

実は身近な問題「産業廃棄物」について考えてみましょう

私たちの暮らしからも発生する産業廃棄物(産廃)は、リサイクルの努力を最大限行っても、現在の技術ではゼロにすることはできません。最後は最終処分場で埋め立てられますが、県内に受け入れ可能な施設がないため県外に処分を頼るしかない産廃もあります。

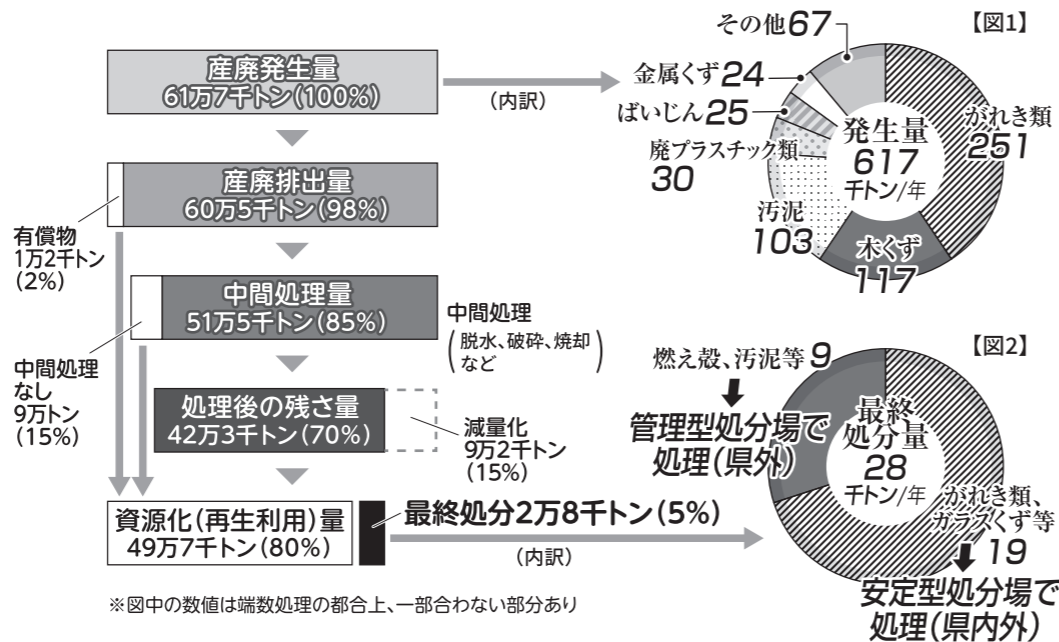
産廃はどう処理されているの？どんな最終処分場があるの？

県内で排出される産廃は年間約60万トン(図1)。その多くがリサイクルされているものの、最終処分が必要な産廃もあります(図2)。

最終処分場は、埋め立てる廃棄物の種類と施設の構造によって「安定型」「管理型」「遮断型」の3つに分類されます。

安定型:雨水にさらされてもほとんど変化しないがれき類、ガラスくずなどの処分場。県内外で埋め立てしています。

管理型:埋め立て後に汚水が出る燃え殻や汚泥などの処分場。県内に施設が無い場合、県外で埋め立てしています。



出典: 令和3年度鳥取県産業廃棄物 実態調査報告書(令和2年度実績)

どうして県内に管理型最終処分場が必要なの？

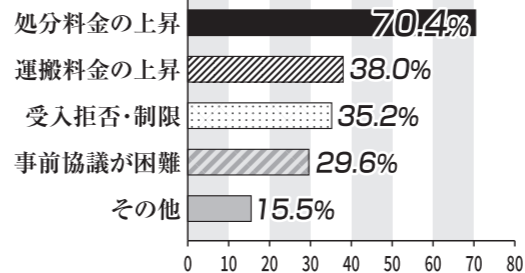
燃え殻や汚泥などを、広く受け入れできる管理型最終処分場が県内にはないため、県外へ搬出されています。現在、管理型最終処分場がないのは、鳥取県、山梨県、長崎県の3県のみです。今、多くの都道府県が県外からの搬入を規制しており、県内の産廃を排出する事業者や産廃の処理業者の多くは、将来、最終処分に困るようになるのではないかと不安を感じています。

＜県内事業者へのアンケート調査結果(平成30年度)＞

県内で産廃を排出している事業者などの約8割は、将来、最終処分について困るようになる」と回答



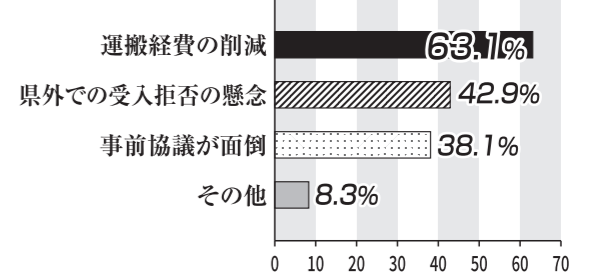
※困るようになる理由



約9割は、県内に最終処分場が必要と回答



※必要とする理由



※グラフの数値は、それぞれの理由を回答した事業者の割合(複数回答あり)

※産業廃棄物最終処分場については、「最終処分場の必要性」として県のホームページにも掲載しています。次回は、管理型最終処分場とはどのような施設なのかについて考えます。(1月28日(土)掲載予定)



問い合わせ先

県庁 循環型社会推進課

電話:0857-26-7681

FAX:0857-26-7563

最終処分場の
必要性については
こちら



前回の内容はこちら

